

入札監理小委員会
第695回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第695回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年7月18日（火）15：45～16：37

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務（独立行政法人国立美術館）

3. 閉会

<出席者>

古笛主査、辻副主査、石村専門委員、稲生専門委員、小松専門委員、清水専門委員

（独立行政法人国立美術館）

国立西洋美術館 総務課

古牧課長

岡室長

（事務局）

黛参事官、平井企画官

○事務局 ただいまから第695回入札監理小委員会を開催いたします。国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務の実施要項（案）につきまして、独立行政法人国立美術館国立西洋美術館、古牧総務課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○古牧課長 ありがとうございます。ただいま御紹介にあずかりました国立西洋美術館の総務課長、古牧と申します。これより、国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務における民間競争入札実施要項（案）の説明をさせていただきます。

まず当館と業務内容について、資料A-2とA-3を使って、簡単に説明させていただきます。

初めに資料A-2の3ページ、1.1を御覧ください。国立西洋美術館は、フランス政府から寄贈返還された印象派の絵画及びロダンの彫刻を中心とするフランス美術コレクションから成る松方コレクションを基礎に、西洋美術に関する作品を広く公衆の観覧に供する機関として、昭和34年4月に発足しました。以来、広く西洋美術全般を対象とする唯一の国立美術館として、展覧会事業を中心に、西洋美術に関する作品及び資料の収集、調査研究、保存修復、教育普及、出版物の刊行等の事業を展開しています。また、平成13年4月からは、国立美術館各館を統合して独立行政法人国立美術館が発足し、国立西洋美術館は独立行政法人国立美術館が設置する美術館の1つとなり、現在に至ります。

当館は本館、新館、及び企画展示館の3つの建物により構成されています。このうち本館はル・コルビュジェの設計によるものであり、平成19年12月に重要文化財に指定されました。また、平成28年7月に国立西洋美術館を構成資産に含む「ル・コルビュジェの建築作品―近代建築運動への顕著な貢献―」が、世界遺産一覧表に記載、登録されました。

続きまして、本業務について説明します。こちらは資料A-3を御覧ください。まず、1の業務概要ですが、本業務は美術館という当館の特殊性を十分に理解した上で、重要文化財を含む建築物及び設備機器について日常的な管理を行い、建築、設備、環境等総合的な観点から、保全及び維持管理に関する計画の提案を行うものです。

次に、2の具体的な業務内容について説明します。統括管理業務は（1）から（5）までに記載したとおりで、重要文化財を含む建築物及び設備機器について、建築、設備、環境等総合的な観点からの保全及び維持管理に関する計画の提案、建物・設備管理業務、及び発注者が別途契約する点検業務等について統括的な窓口となり、発注者の円滑な管理運

営を図るための関係各所との連絡調整が主な業務となっています。

建物管理業務は、空調設備や電気設備など施設内の設備機器の運転監視業務、日常巡視点検業務、また故障・異常があった場合の応急処置、小修理及び整備、館内温湿度計測、空調用加湿器の清掃設備、各機器の点検などを行う建物・設備管理業務、各設備保守点検及び空気・照度・水質等衛生的環境の確保に関する業務、建物内に設置された監視装置により、電気や空調等の機械異常や火災の発生等を24時間遠隔で監視し、設備の維持を図る設備等遠方監視業務が主な業務となっています。

業務内容の詳細は、資料A-2の69ページ以降、別添資料4の仕様書で説明しております。

続いて、資料A-2の実施要項（案）の説明をいたします。4ページの1.1.1では、入札参加共同企業体による入札参加の説明を記載しております。今回、従来は認めておりませんでした入札参加共同企業体の参加を可能とし、入札へ参加しやすくしております。

次に、5ページの1.2でサービスの質の設定について記載しております。1.2.1の(1)では管理業務の質として、請負者に対して求める内容を記載しております。1つは、継続性・安定性の確保として、要求事項は国立西洋美術館の継続的・安定的な利用に供することとし、評価指標は、国立西洋美術館の一時的閉館や開館不能の状態を招くような重大な業務上の瑕疵の発生とし、要求水準はこれが発生しないことを前提とし、0回としております。もう一つは信頼性の確保として、要求事項は国立西洋美術館の運営に重要な支障を与えないこととし、評価指標は、国立西洋美術館の運営に重要な影響を与える業務上の瑕疵による事象、例えば人身事故、作品の損傷・紛失等の発生とし、要求水準は0回としております。

次の(2)では、各業務において確保すべき水準として、①の点検、これは指定された業務内容を実施し、建築物等の機能及び劣化の状態を調査し、異常または劣化がある場合は、必要に応じ対応措置を判断し、実行すること。そして②の保守は、建物等の点検を行い、点検等により発見された建築物等の不良箇所の修繕や部品交換等により、建築物等の性能を常時適切な状態に保つこと。これらを請負者に対し、要求水準として設定しております。これらの確認のため、発注者は日常モニタリング、定期モニタリング、随時モニタリングを行うこととしております。

次に8ページの2では、本業務の実施期間を記載しております。当該業務の実施期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としております。

次の3では、入札参加資格に関する事項を記載しております。(1)から(13)までございます。そのうち(10)は求める業務実績に関する内容で、平成25年4月1日以降に、同一の同種施設で1年を超える当該業務と類似する業務実績を有することとしております。同種施設とは、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、延べ床面積6,000平方メートル以上の美術館、博物館、図書館、病院並びにこれに類する施設と定義いたしました。従来は、作品を展示している美術館・博物館等としていたところですが、図書館、病院並びにこれに類似する施設も対象とすることで、入札参加資格要件を緩和いたしました。

(12)では、各業務の実施に当たり必要な条件及び資格を記載しております。①は統括管理業務、建物・設備管理業務のそれぞれに責任者を配置し、責任者は請負者自社の正社員であることとしております。②は業務従事者の実績として、恒温恒湿での美術工芸品の展示室——展示ケースによる恒温恒湿の展示室は含まないものです——を有する美術館または博物館において、恒温恒湿施設管理経験を2年以上有する者としております。③から⑥は、公共建築物の維持管理業務に従事する者が保有することが定められている資格となっております。なお、各勤務者がそれぞれ1人で①から⑥までの全てに該当している必要はなく、勤務者の中に①から⑥にそれぞれ対応する者がいればよい旨を明記したところが、今回の修正点となっております。

(13)では、先ほど説明した入札参加共同企業体での入札に関する条件について記載しております。

10ページの4ですが、入札に参加する者の募集に関する事項を記載しております。(1)では、入札の実施手続と想定スケジュールを記載しています。入札公告は、本年11月上旬を予定しております。今回、従来は行っていなかった現場説明会を実施することとし、これに参加しやすいよう、開催を2回行うこととしたことが新たな取組となっております。また、入札書類の受付を12月中旬までとしておりますが、新たな取組として、従来、公告期間を20日以上としていたところを40日以上確保することにより、業者の目に留まる機会を増やしております。

(2)では、入札実施の手続について記載しております。本入札は電子入札によって行います。従来は紙入札でのみ行っていた入札を、電子入札によって行うことといたしました。また、併せて入札公告を入札情報速報サービスやエヌ・サーチ等、入札情報が検索できるサービスに掲載を予定しております。これらの取組により、オンラインによるアクセ

スや手続を行いやすくしております。

12ページの5では、評価及び落札者決定方法について記載しております。本入札は、総合評価落札方式によって行います。

14ページの6では、情報の開示について記載しています。情報開示は(1)のとおり、別添資料2に記載しておりますので、後ほど説明いたします。

15ページの7以降は一般的な説明事項を記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

続いて、22ページの別添資料1の説明をいたします。これらは評価項目に関する一覧表になります。評価項目のうち、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の内容は最新のものに更新しております。

次に、23ページの別添資料2の説明をいたします。これらは従来の実施状況に関する情報の開示になります。業務従事者は、2のとおり5名となっております。

25ページから68ページまでの別添資料3は、様式及び記載要領となっております。こちらの説明は省略させていただきます。

69ページ以降の別添資料4は仕様書となっております。こちらは具体的な業務内容となっておりますので、詳細の説明は省略させていただきますが、ポイントの部分だけ簡単に説明いたします。

まず73ページのI、共通事項を御覧ください。業務実施時間帯は1(1)のとおりですが、括弧書きで年末年始及び全館休業日における業務の発生状況等を明記し、人員の確保等をイメージできるようにしたところが今回の修正点でございます。

(2)に想定従事数を記載しておりますが、統括管理業務、建物・設備管理業務を合わせて4名体制となります。従来は統括管理業務1名、建物・設備管理業務4名の計5名体制としておりましたが、建物・設備管理業務を3名とし、計4名体制といたしました。これは有資格者を複数確保することが新規事業者にとっては難しいことから、人数を減らすことで、人員の確保をしやすいことといたしました。なお、これに当たりましては、業務内容を全面的に見直し効率的に業務を行うことで、1名減じても支障がないことを確認しております。

実施要項(案)の説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま説明いただきました当事業の実施要項(案)につきまして、御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料A-4の下のほう、「入札不参加に対するヒアリング状況及び結果」の部分でございます。これを拝見すると、応札可能性のある2者に対してヒアリングを実施したところ、求められる業務実績条件が厳しいということが書かれております。まず1つ目のお伺いですが、この2者というのはどのような会社でございましょうか。今、業務を担当していらっしゃる有名なゼネコン系列のような会社なのか、それとも一般的なビル管理をなさっていたりとか、それからマンションの管理をなさっている会社とか、その辺りはいかがでしょうか。

○古牧課長 ただいまの御質問ですが、私、古牧から引き続き回答させていただきたいと思えます。

事業者でございますが、今、当法人での他関連の実績がある事業に前回の入札公告、入札説明書、仕様書、業務提案書作成要領、評価要項をメールで送付して、意見をもらったところでございます。対象は、当館法人の他館での業務実績がある企業でございます。

○辻副主査 なるほど、ありがとうございます。他館での業務内容でございますけれども、資料A-2の78/127でございます。こちらを拝見すると、「運営管理に関する業務」の中にライフサイクルコストを見据えた施設管理実施計画とか、工程の作成、それから施設機器修繕のメニュー立案とかいろいろ書いてございます。この辺り、恐らくマンション管理会社でもこういうのをつくっていらっしゃるとは思いますが、他館でやっている業者は、本件のような世界遺産でしかも重要文化財、そのような非常に価値のある建物について、このようないろいろな計画をつくっていらっしゃるような会社でございましょうか。

○古牧課長 それでは、この回答につきましては、岡のほうで回答させていただきたいと思えます。

○岡室長 岡でございます。御質問の件につきましては、まず重要文化財、世界遺産で実績のある企業が、こういった仕事をしているのはほぼないということでありまして、一般的に同業種、同じような設備管理をしている業者にヒアリングしたという状況でございます。

以上です。

○辻副主査 ありがとうございます。ですと、こちらの78/127に書かれているいろ

いろな計画の立案という部分ですけれども、一般的なマンション管理とか、それからビル管理をなさっている会社でもできるようなクオリティーを求めているらっしゃるのか、それとももっと上のほうの、極めてレベルが高い内容を求めているらっしゃるとか、この辺りの感じはいかがでしょうか。

○古牧課長 引き続き、岡から回答させていただきます。

○岡室長 御質問いただいた件につきまして、ヒアリングした業者というのが、国立美術館の他の美術館に実績があるところがございますので、同じような美術館で事業実績があり、経験があるところ。ですので、こちらでは少なくとも美術館である経験は求めていくということがございます。

以上でございます。

○辻副主査 ありがとうございます。それはつまり美術館で求められるようなクオリティーを求めているらっしゃるのであって、一般のオフィスビルとかマンション管理のレベルでは足りないという理解でよろしいでしょうか。

○古牧課長 これは古牧から。今、委員が御指摘のとおりでございます。

○辻副主査 なるほど、分かりました。ありがとうございます。それですと、今回また入札したとして、大体何件ぐらいの方が手を挙げると予測なさっているのでしょうか。

○古牧課長 それでは、岡から回答させていただきます。

○岡室長 岡でございます。御指摘の件ですけれども、今は参加可能であると思われる業者はあと2者ぐらいあるのではないかと。それはヒアリングした業者ができるということだろうということで今は想定しておりますので、プラス2者で合わせて3者を想定しております。

以上でございます。

○辻副主査 ありがとうございます。今、想定なさっているらっしゃる会社が何者あるかと伺いましたが、それらの会社に対して事前に、このようなクオリティーを求めているけれども手を挙げることはできるでしょうかというお伺いはなさっていますか。

○古牧課長 引き続き、岡から回答させていただきます。

○岡室長 岡でございます。ヒアリングした2者に関しては、そのクオリティーはあるということでヒアリングしたところがございますが、それ以外の会社に関しましては、どこまでクオリティーがあるかというのは現状では調査し切れていないところがございます。

以上でございます。

○辻副主査 分かりました。もう1点だけ聞かせてください。資料A-2の9/127で
ございます。恐らく今回の業務というのは、通常のビル管理と一般的な業務のほかに、た
った今申し上げたような計画を作成すること。もう一つ困難そうなものが、9ページ目
でございます(12)の②です。美術館または博物館において、恒温恒湿施設管理経験を2
年以上有する者が必要であると記載されております。まず1つ目はお伺いなのですが、恒
温恒湿施設管理経験というのは、何か温度と湿度を恒常的に保つようなオートメーショ
ン化されたシステムがあって、それを監視するだけでいいのか、それともそうではなくて、
非常に微妙な職人芸と申しますか、センサーの値を見ながら微妙な調整をする職人芸が必
要なのか、この辺り実際の業務はどのくらいの難易度なのでございましょうか。

○古牧課長 それでは、岡から回答させていただきます。

○岡室長 岡でございます。御質問につきましては、こちらも美術館の温湿度管理とい
うのはかなり微妙な温度・湿度設定が必要になっておりまして、自動で放っておいてその
まま数値を見ていればよいというものではございません。こちらにつきましては、展示室と
か収蔵庫とか部屋もたくさんございますので、それぞれの温湿度の変化を常々モニタリ
ングしまして、その温湿度変化が微妙にでも異常があった場合にはすぐ調整が必要とな
っておりますので、かなり高度な経験が必要な業務となっております。

以上でございます。

○辻副主査 分かりました。ですと、私の今の印象ですけれども、先ほどの計画を立案す
ること、それから恒温恒湿施設管理経験はかなり高度な感じがして、そうするとこの2つ
と、それ以外のいろいろな業者が実施できるような通常のビル管理業務等を分離するの
も
ありかと思ったのですが、この辺りはどのようにお考えでしょうか。

○古牧課長 それでは、岡から回答させていただきます。

○岡室長 温湿度管理とか設備管理はこちらの建物で一体化しておりますので、それぞ
れ
分離するということがかなり難しい業務になっております。仮に分離したとしても、その
責任範囲をどこで区分していいのかというところもございまして、例えば展示室とか収蔵
庫に温湿度変化があった場合に、それがどちら側の責任になるのかというところで問題に
なってきますので、安易に区分できるという仕事ではないと考えております。

以上でございます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございました。一旦、私からは以上でございます。

○事務局 そのほかに御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願いたします。

小松委員、お願いいたします。

○小松専門委員 国立西洋美術館は何年か前に免震化していますね。そのときに空調設備とか何かも一新されているのではないかと思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○古牧課長 岡から引き続き回答させていただきます。

○岡室長 岡でございます。空調の改修はそのときにもやっておりますけれども、先ほど説明しましたとおり、こちらは建物が3棟ございまして、そのときに改修したところとまた別のところが先日、工事で改修した実績がございますので、3棟それぞれ改修しております。その建物ごと10年に1度ぐらい空調の工事をやっているという状況がございます。

以上でございます。

○小松専門委員 空調設備というのは、センサーを使って今は自動化されている部分も結構あると思うのですけれども、今お話を伺っていると、かなり職人芸的に微妙な調整が必要だとおっしゃったので、システムが古いのかと若干思ったので御質問しました。職人芸的な部分もあるかもしれないのですけれども、恒温恒湿が必要な設備というのは別に美術館だけではなくて、工場なんかはもっと厳密にやっているところが幾つもありますので、その辺、これは予算も伴いますので簡単ではないとは思いますが、設備の改修というか機能向上で、補える部分もあるのかという気は若干しております。

これはこれで終わりですけれども、近くに博物館とか都の美術館とか似たような施設がたくさんあると思うのですが、そういうところの管理をしている方というのは、本件の場合と同じ会社か、それともそれぞれ全然別になっているのか、その辺を御存じでしたらお教えいただきたいと思いますが……いや、お分かりになれば結構です。

○古牧課長 岡から引き続き回答させていただきます。

○岡室長 岡でございます。周りの近隣施設にどういう業者が入っているかということについては特に調査はできていないのですけれども、ただ、少なくとも現状、国立西洋美術館に入っている業者と同じ業者が入っているということは聞いたことはありませんので、それぞれまた別の会社が入っているとこちらでは認識しております。

○小松専門委員 なぜ聞いたかという、地域が狭くて、恐らく皆さん、管理している会社のほうは顔見知りだろうと思うのです。そうするとお互いテリトリーを分けて、言葉で言うと談合的なことが裏であるとすれば、可能性のある会社がほかをやっているとすると、

こっちは手を出さないみたいな暗黙の了解みたいなのがあるとすると、なかなか競争が発生しにくいと思うのです。特に経験をいろいろ重視されるとすると、同じような応募できそうな会社はもうほどこかの担当になっているので、わざわざよそに割って入るといったことはしないというような、業界の中の不文律みたいなものがあるかもしれないと考えたので、伺ってみたのです。そうすると、なかなか1者応札が抜けないのかと思うので、その制限をかなり緩くしてやらないと、よそからはなかなか入ってこないのではないかという思いを持っていますので、簡単な話ではないですけどもそこら辺も、今回の結果を見て、またもし問題があるようでしたらお考えいただいてもいいのかという気はしました。

これは感想ですので、御回答は結構です。以上です。

○事務局 ありがとうございます。そのほかに。石村委員、お願いいたします。

○石村専門委員 これは確認ですけども、先ほどの御説明では、かなり微妙な温度設定の管理や何かが必要であると。その空調設備等のシステムや何かは国立西洋美術館所有のシステムであって、今、管理している管理会社が採用しているシステム、あるいは警備システムや何かじゃないと。つまりほかの業者でも入ってこられる、要は今の業者の特別仕様にはなっていないということによろしいですね。

○古牧課長 古牧から回答させていただきます。委員の御指摘のとおりでございます。

○石村専門委員 ありがとうございます。あともう1点、仕様書について一部非公開であるということで、その中で入札に参加してから非公開の部分を公開するということによろしかつたでしょうか。その公開した部分に関して、参加した後に公開してもらって、あと、例えば国立西洋美術館に詳細に要件等を聞く、聞いたら回答していただけるということによろしいでしょうか。

○古牧課長 それでは、御指摘の御質問ですが、岡から回答させていただきたいと思いません。

○岡室長 岡でございます。御質問の件につきましては、非公開としています仕様書等につきましては、メールで仕様書の提供依頼をしてもらえれば、こちらからお渡しできます。それを見て入札に参加するか否かを御検討いただければ結構でございますので、事前に資料を見て参加を検討できるという状況にさせていただいております。

以上でございます。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○事務局 そのほかにございますか。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。資料A-2の8ページ目、8/127ページ目でございます。下のほうに(9)とございまして、「事業者として、10名以上のファシリティマネジャーを有し」という記載がございました。1つ目の質問は、このファシリティマネジャーというのは何か国家資格でございましょうか。

○古牧課長 古牧から回答させていただきたいと思います。財団法人JFMAが認定している認定ファシリティマネジャーという制度に基づいておりますので、国家資格ではないと認識しております。

○辻副主査 なるほど、分かりました。これは10名以上という数字が結構多いなという印象を受けたのですが、かなり一般的で、管理をなさる会社の皆さんはこういう資格を持つ従業員がたくさんいらっしゃるのでしょうか。

○古牧課長 古牧から回答させていただきたいと思います。これにつきましては相当な、ある程度の数はいるという認識でございます。

○辻副主査 分かりました。2つ目のお伺いですが、「事業者として～マネジャーを有し」という言葉の趣旨ですけれども、これは正社員として雇用しているとかそういう限定の意味合いなのでしょうか。

○古牧課長 引き続き古牧から回答させていただきたいと思います。こちらにつきましては、基本的には正社員ということで認識しております。

以上でございます。

○辻副主査 分かりました。でしたら、その辺り明確に正社員として雇用しているとかということを書く必要があるのかと思ったのと、それから、これは「入札参加資格に関する事項」と書いてございますので、10名に欠けた場合には入札参加資格がないという意味合いでよろしいでしょうか。

○古牧課長 古牧から回答させていただきます。今、委員が御指摘のとおりでございます。

○辻副主査 なるほど、分かりました。これは厳しいかなという感じもしますので、御提案ですけれども、できれば10名という数字が妥当なのか、もうちょっと削ることができないのか、その辺りもし可能であれば御検討いただければと思いました。

以上でございます。

○事務局 小松委員、お願いいたします。

○小松専門委員 今のJFMAのファシリティマネジャーの件ですけれども、これはおっしゃるとおり国家資格ではないので、協会が独自に設定しているものです。それで、私、

別に悪口を言うつもりは全くないですけれども、それほど一般的ではないと思います。ただ、JFMAは非常に熱心で、こういう資格者を増やしてほしいとか、こういう要項にファシリティマネジャーという名前を入れてほしいというような運動はいろいろされているので、いないよりはいたほうがいいというのは確かですけれども、ただ、一企業で10名というのは結構大きいという気はします。どちらかという、会社が言って取らせるという感じの資格だと思いますので、例えば協会に対して非常に熱心に活動に参加しているような会社ですと有資格者は多いけれども、そうでもないところはそんなに取っていないとか、多分、偏りはあると思うんです。

ですから、10名というのは結構多いという印象ではあります。できればもう少し減らしてもいいのかと。どこかで読んだことがあるのですけれども、これを書いているところがそもそも少ないというのがまずあるのと、書いてもファシリティマネジャーがいればいぐらいの話で、10名という人数まで指定しているところは、恐らく私が見たのは初めてです。ですから、これは厳しいような気はします。

感想ですが、以上です。

○事務局 ありがとうございます。そのほかに、御意見、御質問はございますか。

○古牧課長 今の人数に対する御意見でございますが、御意見を承りまして、検討させていただきたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。

古笛主査、よろしく願いいたします。

○古笛主査 本件ですけれども、いろいろ意見が出ていとおりに、なかなかハードルが高いなというふうにととても見えてしまっています。ヒアリングの中で求められる業務実績条件が厳しいという意見があったのですけれども、同種施設という中、今回は広げていただいたのですが、例えば学校とか工場、役所とかいったところはこの同種施設に含まれるとお考えなのでしょうか。

○古牧課長 古牧から引き続き回答させていただきます。そういった施設でございますが、恒温恒湿の条件に対応できるという施設であれば可能かとは考えております。

この理由としましては、本美術館につきましては、美術品として当館が保有している以外にも、海外から借用して展示会を開く場合がございます。この場合、海外からの借用につきましては、かなり高度なこういった作品の保持、保存にハードルがありまして、やはりそれにつきまして恒温恒湿について対応できるというところは非常に厳しい目で見られ

でございます。今回、秋に行われる海外の展示会につきましても、その辺については、先方の美術館からクーリエがこちらに来たりすること、また1か月に1度はそういった作品の保存については非常に要求があるところでございますので、恒温恒湿ができる経験があればということにさせていただきたいと思えます。

○古笛主査 そうであれば、ここの同種施設のところにそういった書き方をしたほうがいいのではないかと。同種施設というときに何が同種施設なのかというのが分かりにくかったので、表現を工夫していただけたらと思いました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。度々申し訳ございません。

今の恒温恒湿施設でございますけれども、今、心配なのは、ほかの施設で恒温恒湿を扱っていたとしても、その施設では意外と職人芸が不要でオートメーション化されているという可能性があったら困るなと思ったのですが、一般的に恒温恒湿施設というのは、どのような施設であっても、国立西洋美術館と同じぐらいのレベルの難易度の職人芸が必要なのでしょうか。この辺りいかがでしょうか。

○古牧課長 ただいまの委員の御質問につきまして、古牧が引き続き回答させていただきます。先ほど触れさせていただきましたが、作品の保存については、海外からの借用に関しても高いハードルがあることも踏まえまして、当館の恒温恒湿についての考え方というか、基準では非常に厳しいものというのが現状でございます。一般的なものとはまた、この部分については、厳しいところで想定しております。

○辻副主査 私が心配しているのは、国立西洋美術館の設備を前提に、求められる職人芸を持っている方という定義の方が多分一番正確なのかと思ったのですが、つまり現状の同種の恒温恒湿施設、美術館でそのような経験があったとしても、必ずしも国立西洋美術館の設備に対応できないのではないのかと。そこまでハイクオリティーを求められるのであれば、もうちょっと詳しい定義をなさったらいかがかと思ったのですが、この辺りはいかがでしょうか。

○古牧課長 岡から回答させていただきたいと思えます。

○岡室長 岡でございます。委員からも御指摘いただいたとおり、こちらでは相当高度な

技術を求めているというのは事実でございます。ただし、国立西洋美術館と同レベルの技術を求めるとなると、それこそ業者が参加できなくなるということになってしまいますので、そこはある程度許容して、技術については実際に配置されてからこちらから指導するという形にせざるを得ないと考えておりますので、その点については同種施設ということで広げた形で、こう言うは何ですけれども、ある程度の経験を持った業者でもやむを得ないだろうという考えでございます。

以上でございます。

○辻副主査 分かりました。今後の入札にもよるとは思うのですが、場合によっては、まさにこの施設の肝でありそうな恒温恒湿の技術の部分についてだけ切り出して、絶対に間違いなく運用できる方、信用できる方にだけ任せておいて、それ以外の部分を競争入札にするとかいうストーリーも今後はあるかもしれませんので、御検討いただければと思います。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。小松委員、よろしく願いいたします。

○小松専門委員 今回の件に関してですけれども、今、オペレーションされている方は特定の方ですか。空調機器の調整、その他をされている方というのは、ずっと何年も特定の方がおやりになっているという状況なのでしょうか。

○古牧課長 古牧から回答させていただきます。基本的には当館の職員が、まず建物関係の職員がおりまして、その者の指示の下に、指導を受けながら管理しているような状況でございます。職人的なものとしては、必ず1名当館の職員がいるという状況の中で、業者でも経験のある方と一緒にやっているという流れになっております。

○小松専門委員 そうだとすると、いろいろなノウハウはその方がお持ちなわけですよね。そうすると、業者としてはその方の指示に従って、適切に運転の温度調整とかを入れたりとか、その辺のことを操作すればいいということであれば、それほど難しい話ではないのではないかという気がします。むしろ心配なのは、その方が退職された後、大丈夫ですかという話のほうが大事で、そういう意味ではその辺のノウハウをマニュアル化されるなり、属人的ではなくて、みんなで共有できるような仕組みを美術館としてはお考えになったほうがベターだと思いますが、これは余計なことですが、そうであればそんなに業者に求めるものというのは、通常のオペレーションができる方であれば大丈夫ではないかという気はします。

以上です。

○古牧課長 御意見ありがとうございます。

○事務局 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 これで最後にいたします。資料2の22/127でございます。

評価項目一覧表でございますが、先ほどのファシリティマネジャーの部分でございますけれども、2、実施体制の(5)でございます。業務で必要とする資格者が適切に配置されているかという部分に、括弧で「実施要項3(12)」と明記されております。たしか僕の記憶では、(12)というのは、先ほど来議論されている恒温恒湿とか点検監視といった辺りが乗っかっていて、そして先ほどのファシリティマネジャーは別の8番か7番だった記憶がございますけれども、解釈としては、(12)だけが基礎点として配点されているのか、それともこれは誤植というか、欠けていて、ファシリティマネジャーに関してもこの基礎点として採点されるとか、先ほどたしか基礎点として採点されるような答えを伺った記憶がございますけれども、この辺りはいかがでしょうか。

○古牧課長 それでは、岡から回答させていただきたいと思います。

○岡室長 岡でございます。評価項目に書かれています(5)では、資格者・経験者ということで、人に対する経験・実績について求めているものでございまして、ファシリティマネジャーというのは事業者に対して求めることでございますので、こちらは内容が異なっております。

以上でございます。

○辻副主査 結論としては、ファシリティマネジャーはその基礎項目として別のところで採点されるという理解でよろしいですか。恐らくこれは2の(3)、体制のあたりでしょうか。

○古牧課長 古牧でございます。御指摘のとおりでございます。体制のところでございます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございました。以上です。

○事務局 そのほかに御意見、御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

○事務局 それでは、事務局から確認すべき事項がありましたら、お願いします。

○事務局 たくさんの御審議、ありがとうございました。実施要項(案)の修正、施機関に御検討いただきたい点は、資料の8/127ページ、3の(9)のファシリティマネジャーのところですが、まず、こちらは修正として正社員ということ盛り込んでい

ただくということで、委員の先生方、そして国立西洋美術館、よろしいでしょうか。

それから、ファシリティマネジャー10名以上と規定されてありますが、厳しいのではないかとということで、国立西洋美術館において、こちらの人数を御検討いただくということでよろしいでしょうか。

今度は9ページです。同種施設のところで、美術館、博物館、図書館、病院とありましたが、古笛主査からありましたけれども、学校、工場、役所等が入るのかということに対して、国立西洋美術館からは恒温恒湿施設がないと厳しいということであれば、その旨も一言記載したほうが良いということで御意見をいただいておりますので、国立西洋美術館において、そちらに記入をお願いできますでしょうか。

事務局では修正点としては以上でございますが、委員の方々、何かほかに修正あるいは加筆するところはございますか。

よろしいでしょうか。

では、国立西洋美術館において、今の3点の修正及び御検討をよろしく願いいたします。早急に御回答のほどよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○事務局 それでは、古笛主査、お取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 今、事務局からも確認があったとおり、特に形式面以外ではファシリティマネジャーの人数をどうするかということについて御検討いただいて、改めて再審議をするほどではないので、事務局を通して、各委員に修正した内容を御確認いただいた後に手続を進めるようお願いしたいと思います。

なお、各委員におかれましては、さらなる御質問とか疑問点、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきますようお願いいたします。修正点の御確認を急いでいただけたらと思います。こちらからは以上です。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、国立西洋美術館において御対応をよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○古牧課長 ありがとうございました。

○古笛主査 ありがとうございました。

○事務局 それでは、国立西洋美術館の皆様、御退室をお願いいたします。

(国立西洋美術館 退室)

— 了 —